

◆ 自己負担上限額の概要

← 一定所得以下 →		← 中間所得層 →			← 一定所得以上 →
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
生活保護世帯	市民税非課税 本人収入 ≤ 82万 6千5百	市民税非課税 82万6千5百 < 本人収入	市民税所得割 33,000円未満	市民税所得割 33,000円以上 235,000円未満	市民税所得割 235,000円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			「重 度 か つ 継 続」(注※2)		
			負担上限額	負担上限額	負担上限額 (経過措置)
			5,000円	10,000円	20,000円

※2 「重度かつ継続」の対象範囲

1. 医療保険の高額療養費で多数該当の方
2. F0：症状性を含む器質性精神障害 F1：精神作用物質による精神及び行動の障害 F2：統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 F3：気分障害 G4：てんかん
3. 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、計画的集中的な通院を継続的に必要と診断され認定を受けた方
*病状などについて、詳しくはかかりつけの病院にお尋ねください。